

春日井市介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービスに係る緩和した基準によるサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第22条の規定に基づき、訪問型サービスに係る緩和した基準によるサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定訪問型緩和基準サービス 実施要綱第3条第1号ア（イ）に規定する訪問型サービスに係る緩和した基準によるサービスをいう。
- (2) 訪問型緩和基準サービス費 指定訪問型緩和基準サービスに係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項の第1号事業支給費をいう。
- (3) 利用料 訪問型緩和基準サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 訪問型緩和基準サービス費用基準額 実施要綱第9条に規定する第1号訪問事業費をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により訪問型緩和基準サービス費が利用者に代わり当該指定訪問型緩和基準サービスの事業を行う者（以下「指定事業者」という。）に支払われる場合の当該訪問型緩和基準サービス費に係る指定訪問型緩和基準サービスをいう。

(事業の一般原則)

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に

立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定事業者は、指定訪問型緩和基準サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、春日井市（以下「市」という。）、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定事業者は、指定訪問型緩和基準サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 5 指定事業者は、法人でなければならない。

（基本方針）

第4条 指定訪問型緩和基準サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、洗濯、調理、買い物支援等の生活援助及び自立生活支援のための見守りの援助を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（従業者等の員数）

- 第5条 指定事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定事業所」という。）ごとに利用者の数に応じて必要数の従業者及び訪問事業責任者を置かなければならない。
- 2 前項の従業者（以下「緩和基準サービス従業者」という。）（第6条に規定する管理者を含む。）のうち1以上の者は、常勤でなければならない。
  - 3 第1項の訪問事業責任者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問型緩和基準サービスの提供に支障がない場合

は、次条の要件を満たしたうえで当該指定事業所の緩和基準サービス従業者として従事することができる。

4 指定事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者（実施要綱第3条第1号ア（ア）に規定する事業を行う者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型緩和基準サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定介護予防訪問介護相当サービス（春日井市介護予防・生活支援サービス事業における介護予防訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで及び春日井市介護予防訪問介護相当サービスの人員、設備及び運営に関する基準第5条第1項から第4項までに規定する基準を満たすことをもって前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

（従業者）

第5条の2 緩和基準サービス従業者は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 介護福祉士
- (2) 法第8条第2項に規定する政令で定める者
- (3) 業として3か月以上の生活援助の経験を有する者
- (4) 市長が認める研修を修了した者

（訪問事業責任者）

第5条の3 第5条第1項の訪問事業責任者は、次に掲げる者でなければならない。

- (1) 介護福祉士

- (2) 法第8条第2項に規定する政令で定める者
- (3) 社会福祉士（社会福祉士として1年以上の実務経験を有する者に限る。）
- (4) 業として1年以上の生活援助の経験を有する者
- (5) 市長が認める研修を修了した者（1年以上の訪問介護実務の経験を有する者に限る。）

（管理者）

第6条 指定事業者は、指定事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定事業所の管理上支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備）

第7条 指定事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問型緩和基準サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型緩和基準サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第8条 指定事業者は、指定訪問型緩和基準サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する運営規程の概要、緩和基準サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項

の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第45条において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定事業者は、正当な理由なく指定訪問型緩和基準サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定事業者は、当該指定事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問型緩和基準サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業をいう。)の実施者(以下「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定事業者は、指定訪問型緩和基準サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者(実施要綱第4条第1項第2号の事

業対象者をいう。)に該当するかを確かめるものとする。

- 2 指定事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問型緩和基準サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定申請及び介護予防ケアマネジメント手続に係る援助)

第12条 指定事業者は、指定訪問型緩和基準サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は介護予防ケアマネジメントを受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は介護予防ケアマネジメントの手続が既に行われているかどうかを確認し、申請又は手続が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて必要があると認めるときは、当該申請又は当該手続が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）又は介護予防ケアマネジメントが利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請又は介護予防ケアマネジメントの手続が、遅くとも有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定事業者は、指定訪問型緩和基準サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（春日井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年春日井市条例第20号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第14条 指定事業者は、指定訪問型緩和基準サービスを提供するに当たっては、

介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定事業者は、指定訪問型緩和基準サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第15条 指定事業者は、指定訪問型緩和基準サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。)又は介護予防サービス・支援計画の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定訪問型緩和基準サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供)

第16条 指定事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問型緩和基準サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防サービス・支援計画の変更の援助)

第17条 指定事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)



第18条 指定事業者は、緩和基準サービス従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定事業者は、指定訪問型緩和基準サービスを提供した際には、当該指定訪問型緩和基準サービスの提供日及び内容、当該指定訪問型緩和基準サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける訪問型緩和基準サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画又は介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定事業者は、指定訪問型緩和基準サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問型緩和基準サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問型緩和基準サービスに係る訪問型緩和基準サービス費用基準額から当該指定事業者を支払われる訪問型緩和基準サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問型緩和基準サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問型緩和基準サービスに係る訪問型緩和基準サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問型緩和基準サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(訪問型緩和基準サービス費用基準額の請求のための証明書の交付)

第21条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問型緩和基準サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問型緩和基準サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 指定事業者は、緩和基準サービス従業者に、その同居の家族である利用者に対する訪問型緩和基準サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第23条 指定事業者は、指定訪問型緩和基準サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定訪問型緩和基準サービスの利用に関する指示に従わないことに起因する心身機能の低下、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 緩和基準サービス従業者は、現に指定訪問型緩和基準サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第25条 指定事業所の管理者は、当該指定事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定事業所の管理者は、当該指定事業所の従業者にこの基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 訪問事業責任者は、第43条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定訪問型緩和基準サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関すること。
- (4) 緩和基準サービス従業者(訪問事業責任者を除く。以下この項において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 緩和基準サービス従業者の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 緩和基準サービス従業者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 緩和基準サービス従業者に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第26条 指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問型緩和基準サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(生活援助等の総合的な提供)

第27条 指定事業者は、指定訪問型緩和基準サービスの事業の運営に当たっては、掃除、洗濯、調理等の生活援助及び自立生活支援のための見守りの援助を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第28条 指定事業者は、利用者に対し適切な指定訪問型緩和基準サービスを提供できるよう、指定事業所ごとに、緩和基準サービス従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定事業者は、指定事業所ごとに、当該指定事業所の緩和基準サービス従業者によって指定訪問型緩和基準サービスを提供しなければならない。
- 3 指定事業者は、緩和基準サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定事業者は、適切な指定訪問型緩和基準サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより緩和基準サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条 指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問型緩和基準サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定事業者は、緩和基準サービス従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第30条 指定事業者は、緩和基準サービス従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定事業者は、指定事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定事業者は、当該指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、緩和基準サービス従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定事業所において、緩和基準サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（掲示）

第31条 指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、緩和基準サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（秘密保持等）

第32条 指定事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又

はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定事業者は、当該指定事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第33条 指定事業者は、指定事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第34条 指定事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第35条 指定事業者は、提供した指定訪問型緩和基準サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定事業者は、提供した指定訪問型緩和基準サービスに関し、法第115条の45の7の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定事業者は、提供した指定訪問型緩和基準サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第36条 指定事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防サービス・支援計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等(指定介護予防支援等基準条例第5条第1項に規定する担当職員及び同条第2項の介護支援専門員をいう。)又は居宅要支援被保険者等(施行規則第140条の62の4第1号又は第2号に該当する者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域との連携等)

第37条 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問型緩和基準サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定事業者は、指定事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問型緩和基準サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問型緩和基準サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第38条 指定事業者は、利用者に対する指定訪問型緩和基準サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防

支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定事業者は、利用者に対する指定訪問型緩和基準サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第39条 指定事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、緩和基準サービス従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定事業所において、緩和基準サービス従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第40条 指定事業者は、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問型緩和基準サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第41条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定事業者は、利用者に対する指定訪問型緩和基準サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 訪問型緩和基準サービス計画

(2) 第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録



- (3) 第43条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第23条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定訪問型緩和基準サービスの基本取扱方針)

第42条 指定訪問型緩和基準サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）又は生活機能の維持向上に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定事業者は、自らその提供する指定訪問型緩和基準サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定事業者は、指定訪問型緩和基準サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定事業者は、指定訪問型緩和基準サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定訪問型緩和基準サービスの具体的取扱方針)

第43条 緩和基準サービス従業者の行う指定訪問型緩和基準サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問型緩和基準サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利

用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

- (2) 訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問型緩和基準サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型緩和基準サービス計画を作成するものとする。
- (3) 訪問型緩和基準サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 訪問事業責任者は、訪問型緩和基準サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 訪問事業責任者は、訪問型緩和基準サービス計画を作成した際には、当該訪問型緩和基準サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定訪問型緩和基準サービスの提供に当たっては、訪問型緩和基準サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定訪問型緩和基準サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定訪問型緩和基準サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定訪問型緩和基準サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

- (11) 訪問事業責任者は、訪問型緩和基準サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも6月に1回は、当該訪問型緩和基準サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問型緩和基準サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型緩和基準サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (12) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型緩和基準サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する訪問型緩和基準サービス計画の変更について準用する。

(指定訪問型緩和基準サービスの提供に当たっての留意点)

第44条 指定訪問型緩和基準サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準条例第33条第7号に規定するアセスメントをいう。)において把握された課題、指定訪問型緩和基準サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(電磁的記録等)

第45条 指定事業者及び指定訪問型緩和基準サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この基準の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定事業者及び指定訪問型緩和基準サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この基準の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(補則)

第46条 この基準に定めるもののほか、指定訪問型緩和基準サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この基準の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの

間、改正後の春日井市介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービスに係る緩和した基準によるサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新訪問型緩和基準サービス基準」という。）第3条第3項及び第39条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新訪問型緩和基準サービス基準第29条の規定の適用については、同条中「、次」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（第7号に掲げるものを除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新訪問型緩和基準サービス基準第31条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新訪問型緩和基準サービス基準第32条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

- 2 この基準の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の春日井市介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービスに係る緩和した基準によるサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第31条第3項の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和7年6月1日から施行する。